



PREPARED BY THE GLOBAL TUNA
ALLIANCE TO SUPPORT TUNA
2020 TRACEABILITY DECLARATION
SIGNATORIES

政府とのパー トナーシップ のためのツ ールキット

July 2020

国際マグロ同盟について

国際マグロ同盟は、小売業者とマグロサプライチェーン企業から独立した機関で、カツオ・マグロ漁業の漁獲戦略の実現、違法・無報告・無規制(IUU)漁獲物の回避、トレーサビリティと環境の持続可能性の向上、カツオ・マグロ漁業における人権に関する取り組みの進展、およびフレンズ・オブ・オーシャン・アクションが支持する、世界経済フォーラムのカツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言に示されている目標の実施に尽力しています。

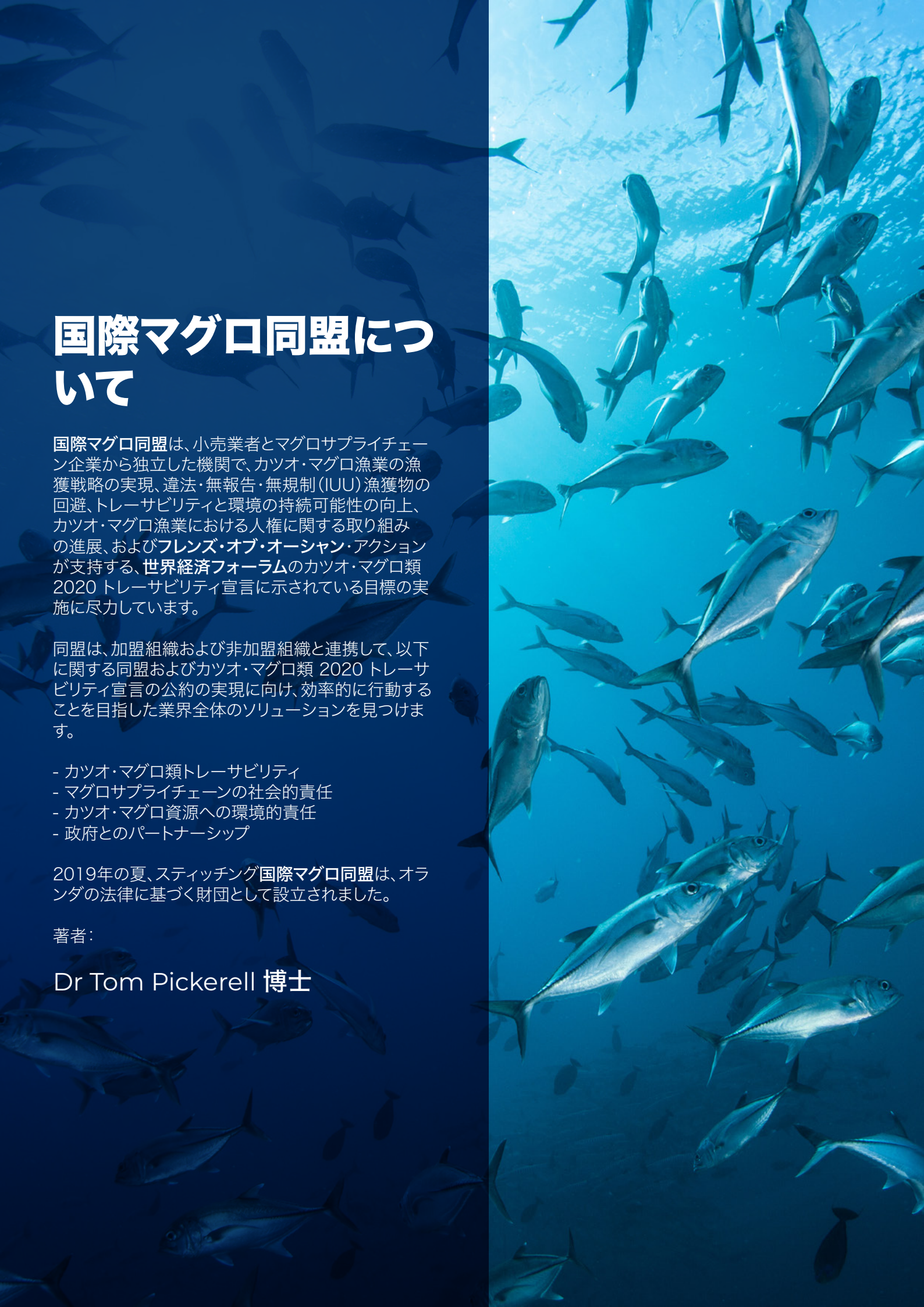
同盟は、加盟組織および非加盟組織と連携して、以下に関する同盟およびカツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言の公約の実現に向け、効率的に行動することを目指した業界全体のソリューションを見つけます。

- カツオ・マグロ類トレーサビリティ
- マグロサプライチェーンの社会的責任
- カツオ・マグロ資源への環境的責任
- 政府とのパートナーシップ

2019年の夏、スティッチング国際マグロ同盟は、オランダの法律に基づく財団として設立されました。

著者:

Dr Tom Pickerell 博士



ツールキットの目的



本ツールキットの目的は、カツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言 (TTD) 加盟国が、その公約を達成するためのサポートを提供することです。

各ツールキットには、それぞれの公約内容、公約の根拠、および公約の達成までの進捗報告の方法に関する情報が記載されています。可能であれば、公約を果たした企業の成功例も記載されます。

カツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティへの取り組み

カツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言は、法的拘束力を持たない宣言です。元々は各国政府、企業、NGO や NPO 等の民間組織の会合から生まれたもので、[持続可能な開発目標 第 14 条](#) (SDG 14) の実施をテーマに 2017 年 6 月に国際連合本部で開催された海洋会議で議論に火が付きしました。小売業者などカツオ、マグロのサプライチェーンに携わる事業団体を含む企業 66 社が同宣言に署名し、違法に漁獲されたカツオやマグロの市場流入の阻止、およびカツオ・マグロ漁業にまつわる環境サステナビリティと人権に関する改善促進を目標に掲げました。同宣言は、6 カ国の政府と 21 の民間団体により支持されました。

本フォーラムにおけるカツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言への取り組みは、以下 4 項目を基本としています。

- ・ カツオ・マグロ類トレーサビリティに対する取り組み
- ・ マグロサプライチェーンの社会的責任に対する取り組み
- ・ カツオ、マグロ資源への環境的責任に対する取り組み
- ・ 政府とのパートナーシップ



政府とのパートナーシップ に関する取り組み

政府とのパートナーシップによる取り組みは、他の 3 つの取り組みの成功を支え、水産業の主要組織に対して政府との協力を促し、以下の分野における活動を活性化するものです。

- a) カツオ、マグロの全資源に対して**漁獲戦略**を実施する。この戦略は、カツオ、マグロの各 RMFO が属する司法管轄の下で 2020 年までの実施を目標とし、SDG 第 14 条 4 項に則ってカツオ・マグロ漁業の持続性管理を実現することを目標とする。
- b) トレーサビリティおよび漁業活動の透明性に関する政府主導の対策を通じて、違法に漁獲された海産物の割り出しと制限を行うシステムを構築する。
- c) 国内および海外の漁船、漁獲陸揚げ、および海産物に関する規制と売買をまとめる情報システムの構築および管理のためにリソースを整備する。本件の実施は、食糧農業機関の行動規範および**寄港国措置協定**に従うものとする。

カツオおよびマグロは、回遊・遠海魚であり、陸揚げを報告する国の数は 70 を超えます。カツオ・マグロ漁業の保護と管理は、5 つの政府間組織：「カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関 (tRFMO)」を通して実施されています。参加国には、小島嶼開発途上国 (SIDS) を含む沿岸国および寄港国に加え、遠洋漁船を抱える旗国があります。

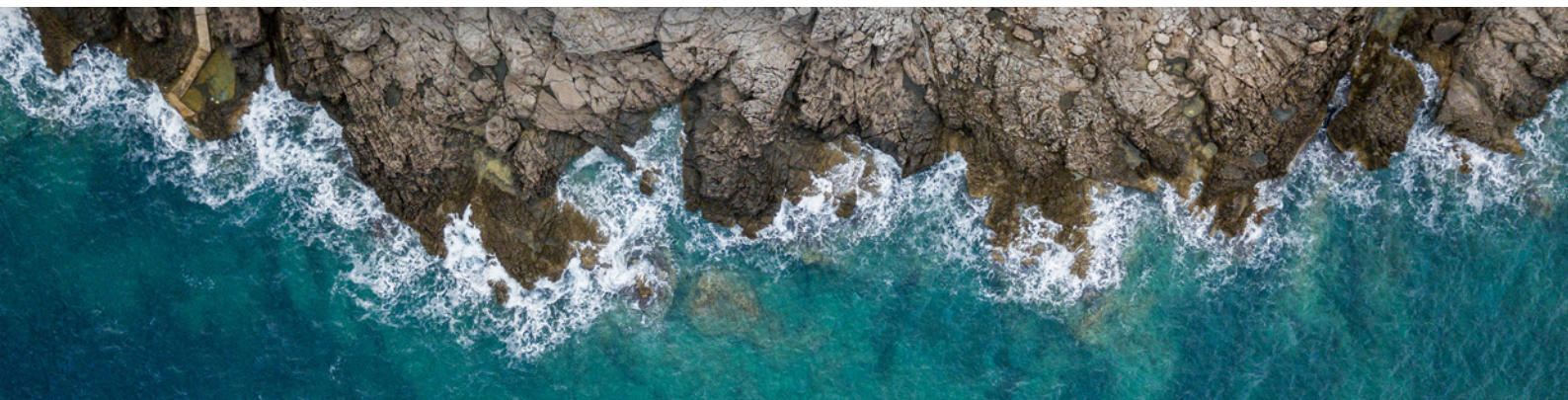
我々は、カツオ・マグロ漁業による利益を世界各国が均等に享受するために、カツオ・マグロ漁業に関わるサプライチェーンは合法であり、持続可能性かつ透明性を実践しているべきであると考えています。この概念には、国際的な効果を期待できる漁業管理機関および政府による規制に加え、漁業活動および漁獲の監視が含まれます。

漁具の商戦、乱獲、持続性に懸念のある魚類を巻き込む混獲、不適切な管理体制、非効率な戦略実施など、

カツオ・マグロ漁業におけるサステナビリティの発展には多くの課題があります。効果的な管理により、対象資源の生産性を継続できるだけでなく、漁業のサステナビリティに関する他要素での目標実現にもつながるため、管理体制の差を埋める取り組みが最優先課題であると我々は考えています。

さらに、トレーサビリティと漁業活動の透明性を改善することにより、現行のサステナビリティ戦略を大幅に改善できるだけでなく、主要な商業活動にも応用できるスケーラビリティとして大きな可能性を備えているとも考えています。効果的なトレーサビリティ (カツオ、マグロ食品にまつわる漁船から最終消費者までの追跡) は、サプライチェーン内に透明性と責任を構築するため、サステナビリティ実現への取り組みを支える要素となります。トレーサビリティがあることで、市場は改良された漁業活動を直接的にサポートし、そこから利益を得ることができます。

漁業活動の透明性 (最終的に権限機関が閲覧でき、関連性があれば一般公開が可能な、漁船の関連許可書、漁業活動場所、漁獲量データを含む情報の作成) により、漁業の管理を改善でき、漁獲活動の改良を促すことができます。また透明性が向上することで、人権侵害の割り出しと阻止がしやすくなります。さらなる技術革新により、トレーサビリティと透明性の実現が容易になるだけでなく、経費効果も増します。トレーサビリティと透明性の実施に必要なシステムのほとんどが、海産物企業がそれぞれ独立して導入できるものです。これを推進することで、多国間での現行の合意事項や RFMO の管理要件を補助、補完できるため、現在の国際的取り組みに含まれるべきです。監視が行き渡りづらい地域からの資源調達リスクが明らかに増加傾向にあるため、企業にとって漁船の監視と透明性強化に協力することは重要な課題です。FishWise による報告書「[Open Water: Guidance on Vessel Transparency for Seafood Companies](#) (開放水域：海鮮食品企業に対する漁船活動の透明性指針)」は、漁船の船主およびサプライチェーンの活動に対して、政府および RFMO との協力体制の下で海鮮食品企業が取り組むことのできる様々な段階的対策を提示しています。





カツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言加盟国の活動

国際マグロ同盟は、同宣言の加盟国に対してオンラインアンケートを実施し、宣言に含まれる 4 つの公約に各国がどのように取り組んでいるかを調査しました。その結果が、公約が果たされた成功事例、および改善計画の立案に使用された方法やシステムを紹介する[進捗レポート](#)の作成のために利用されました。

各サプライチェーンセクターによる政府パートナーシップでの活動成果が最低スコアとなりました。漁獲戦略および漁獲管理ルール構築に対する支援が、企業が唯一大きな貢献を果たした分野です。(b) および (c) で実施された活動はごくわずかでした。回答企業の報告における支援活動は、[国際マグロ同盟](#) (GTA) および[水産物の持続可能性国際財団](#) (ISSF) のような代表的組織により促進される形で行われたケースが多く見られました。政府とのパートナーシップ公約を実現するために 2020 年に計画された企業活動は、加盟国から要求される支援を反映する、これらマルチステークホルダーの戦略に沿って構築される傾向があります。

政府とのパートナーシップ公約の達成を阻害する主な要因として人手不足を挙げる回答企業がサプライチェーン全体で見られました。また、「その他」も高いスコアでした。調査を進めると、政府との協力に対する企業意欲の欠落が明らかになりました。多くの企業は政府関係業務に携わる社員を設置しています。または、Europêche や食品流通機構 (FMI)、EU の水産

物加工者協会 (AIPCE) のような意思決定機関を代表して政府との連携に携わる組織の会員である企業も多くあります。

「政府とのパートナーシップ公約を実現するために、どのようなサポートが必要か」という設問では、水産業全体の協力体制、および利用リソースの構築という 2 つの関連テーマが挙げられました。

- ・ 水産業全体の協力体制には、個別に運用される政策変更に対して個々の企業は対応に苦勞する点、およびその勢いと影響を増大するように協力が必要な点を理解することが主要課題となります。回答企業数社により、TTD 加盟国の支援を率先して実施する GTA が、この課題における企業の対応方法の例として紹介されています。
- ・ 2 つ目のテーマである利用リソースの構築は、意思決定機関やその他のステークホルダーから本要件が設定されるべき理由に対する理解を得ることに加え、この問題および政府との連携方法を加盟国内企業に対して教育することの両方に関連します。これは、産業全体での協力体制に深く関わるだけでなく、あらゆる連携戦略の主要要件となります。

アンケートへの回答により、GTA や ISSF のような代表機関が取りまとめる、あるいは国際的 NGO であるマグロフォーラムがサポートする支援活動に加盟国が率先して参加することで、パートナーシップ公約が実現に近づくことが分かりました。企業による今後の活動は、加盟国により要求されるサポートを反映するマルチステークホルダーのこれらの戦略に沿って構築されるべきです。

政府とのパートナーシップ公約を実現するには

政府とのパートナーシップ公約は、国際協定および管理手法の採用に対する支持体制によって実現が可能になります。効果的な支持活動は、直接的な各国の取り組み、およびサプライチェーンの改善を通して実施

することができます。我々は、政府とのパートナーシップ公約は特に、以下の項目に対するマルチステークホルダーへのサポートを通して取り組むことができると考えています。

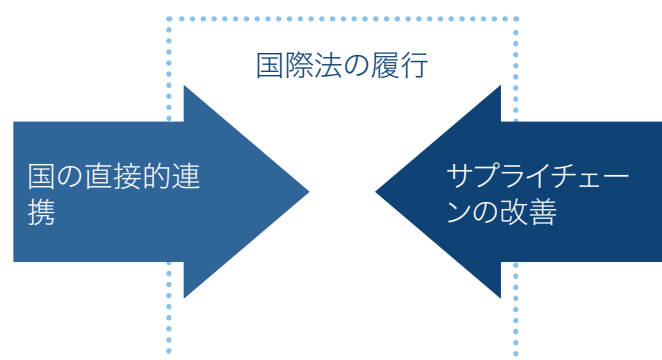
1.	漁獲戦略および漁獲管理ルールの開発	環境サステナビリティ目標の推進にも効果あり
2.	寄港国措置協定 (PSMA) での食糧農業機関 (FAO) の合意内容の批准と効果的实施	トレーサビリティ目標の推進にも効果あり
3.	漁船、冷凍運搬船、補給船に関する FAO のグローバルレコード (以下、「グローバルレコード」) の開発と広い範囲での活用	
4.	国際労働機関 (ILO) の漁業労働条約 (C188) の批准および実施	社会責任目標の推進にも効果あり
5.	国際海事機関 (IMO) の2012 年ケープタウン協定の批准および実施	

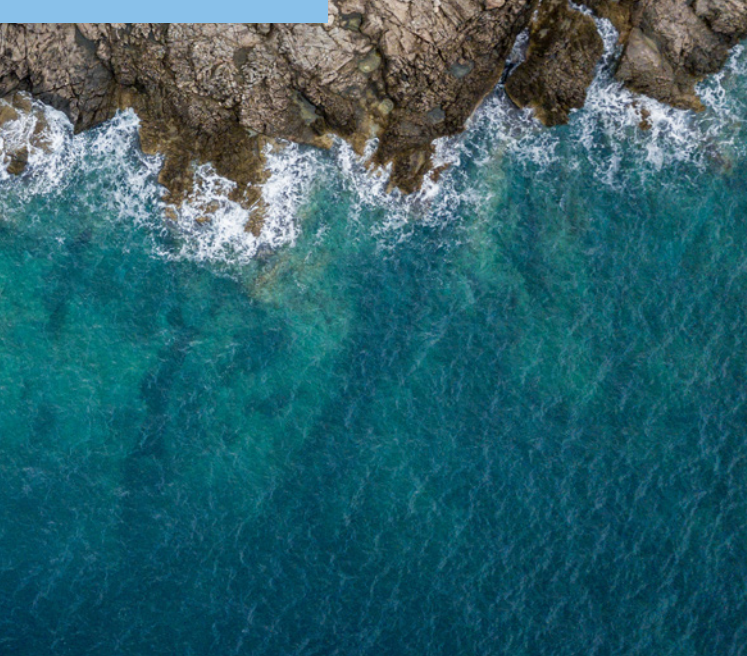
企業をさらに支援するため、GTA はそれぞれの公約に対して一連の研修ウェビナーを実施してきました。政府とのパートナーシップ公約について、以下のウェビナーが開催されました。



PSMA をはじめとする国際協定の効果的な実践を促進するために、サプライチェーンは国による直接的連携、あるいはサプライチェーンの改善という 2 通りの主要手段を利用して貢献することができます。

図 1: 国際法連携手法





国の直接的連携 は、書面や会合等の方法により支援を仰ぐことを通じて国際法の批准と履行を国に促進することで成り立っています。サプライチェーンの改善には、国による国際法批准を阻む恐れのある障壁を削減することで成り立ちます。例えば、国際法を満たすために、たとえそれが条約そのものの批准前であったとしても、漁船操縦士に対して、国際合意とツールを国が適切に採用するために必要な情報の認識、およびその情報の正確で総括的かつ即時的な共有を徹底できるような国内の状況または慣例の改善が、これに当てはまります。また、サプライチェーンの改善には、管理体制のない漁港を通過する海産物の調達など、サプライチェーンに潜むリスクの理解および審査が含まれます。リスクの低い国からの資源調達を推進することにより、その国に課せられた責務の実現と、PSMA 促進への支援に対してインセンティブを提供することが可能になります。国際協定は、批准し実践する国の数が多いほど絶大な効力を発揮します。特に、リスクの高い国や、資源調達における重要度が高い国の参画には意味があります。残念ながらケープタウン協定など一部の国際協定では、批准国が 20 カ国を下回っています。

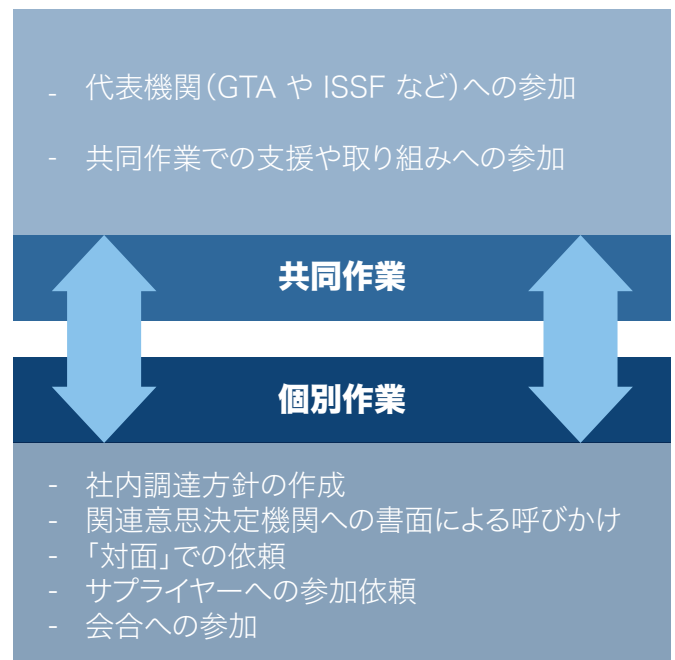
しかし、一組織がその力だけでマグロ漁業のサステナビリティを実現することはできません。連携した取り組みが不可欠なのです。企業における最初の対策として、目標を自社の企業方針に組み込むことが推奨されます。それにより、方針決定者とサプライチェーンの両方を通じて、カツオ・マグロ漁業の RFMO 管理強化戦略へのサポートに対して影響力を高めることができます。これを実行するために、国際マグロ同盟 (GTA) または水産物の持続可能性国際財団 (ISSF) のような代表機関の支持戦略への加入および/または参加が推奨されます。競合が始まる前のこのような連携戦略に水産業界を取り込む活動には、ポートフォリオ内の専用支持プログラムが含まれます (ボックス 1)。GTA は、小売業、食品サービス業、加工業、サプライヤーに焦点を当てた協定です。一方、ISSF 加盟企業には、国際的なカツオ・マグロ漁業の長期健全性の向上の目

的で、水産物の持続可能性国際財団により採択された科学的根拠に基づく保護対策を率先して実行するカツオ・マグロ加工企業、売買業者、マーケティング企業が含まれます。全 ISSF 加盟企業が同財団と連携し、漁業の管理改善の支持、科学的研究への資金提供、責任ある漁業活動の採用を促進するための直接的行動を実践します。

GTA や ISSF のような組織を通じて支持行動で連携することにより、根拠や他の目標とのつながりを含む依頼の詳細情報ははじめとする、必要なリソースを提供できる専用作業プログラムに協力することができます。また、施策への取り組みや支持活動を他企業や組織と共にサポートするためのプラットフォームが提供されるため、企業の存在を大いにアピールすることが可能になります。さらに、RFMO 会合のサイドイベントや政府高官との打合せなど、連携にまつわる特定の機会の立案、援助、推進により、行動実現が後押しされます。

それに加え、共同での支持活動を展開する上で、政府と連携するために企業が個別に採用できる特定の活動があります (図 2)。このような一体となって行う取り組みにより、行動を起こさないことによる商業への影響や調達作業の結果に関して議論することが可能になります。

図 2: 政府とのパートナーシップの連携アプローチ



サプライチェーンの改善には、国による国際法批准を阻害し得る障壁を削減することが挙げられます。例えば、条約そのものの批准前であったとしても、国際法の基準を満たす国内の状況または慣例を改善することが、これに当てはまります。

ボックス 1.

:国際マグロ同盟(GTA)または水産物の持続可能性国際財団(ISSF)の政府支援パートナーシップ活動

カツオ・マグロ漁業におけるサステナビリティの発展には多くの課題があります。GTA は、効果的な管理により、対象資源の生産性を継続できるだけでなく、漁業のサステナビリティに関する他要素での目標実現にもつながるため、管理体制の差異とトレーサビリティに対する取り組みが最優先課題でなければならないと考えています。効果的なトレーサビリティは、サプライチェーン内に透明性と責任を構築するため、サステナビリティ実現への取り組みを支える要素となります。トレーサビリティがあることで、市場は改良された漁業活動を直接的にサポートすることができます。

GTA の政府パートナーシップ行動プログラムには以下が含まれています。

- ・ 2020 年までに、各マグロ RFMO の法管轄下でカツオ・マグロ資源のサステナビリティを実現するために採用できる効果的な漁獲戦略の確実な実施に向けて政府と連携する
- ・ 政府と連携することで、違法漁業による海鮮食品の割り出しと規制を目的としたシステムを確立し、国内および海外の漁船、漁獲陸揚げ、海鮮食品に関する規制と売買をまとめる情報システムの構築と管理のためにリソースを整備する
 - 漁獲戦略および漁獲管理ルールの開発、PSMA の批准および実施、ILO 漁業労働条約の批准および実施、および漁船に関するグローバルレコード開発への支持活動における連携とサポートを実施するよう、企業内の政策部門と政府連携部門に促す
 - 支持活動への参加をサプライヤーに呼びかけます。

ISSF は、科学的根拠のあるアプローチと政策、保全対策を支持し、カツオ・マグロの資源サステナビリティの推進に取り組んでいます。ISSF は、市場と政策による影響力を活性化し、同財団とその加盟企業の両方の取り組みを通して、世界中のカツオ・マグロの資源および生態系のサステナビリティの向上を目指します。そのために、NGO、小売業

者、漁船船主、売買業者、およびそれらの代理組織を含むステークホルダーの協力を呼び掛けています。

ISSF は、直接的支援および ISSF 加盟企業およびステークホルダーの取り組みの両方を通して、真の意味でのポジティブな変化を後押しする政策および対策において、RFMO とそのメンバー諸国を支持します。以下は、ISSF の国際的な優先課題です。

- ・ 漁獲管理ルールおよび基準値を含む積極的な漁獲戦略の実践
- ・ 発展途上沿岸国による漁業での連携を支援するメカニズムの開発を含む、全漁船の効果的管理
- ・ 科学的根拠に基づく FAD 管理、および絡み網なしの FAD の設計
- ・ 採択された全戦略に対する加盟国によるコンプライアンスの改善、および戦略への加盟国のコンプライアンス審査行程の透明性向上
- ・ 電子監視機能や電子レポート機能をはじめとする現代技術を利用した対策を含む、モニタリング、コントロール、および監視(MCS)の対策強化、および監督者権限の向上
- ・ 混獲の削減とサメの保全に関する成功事例、および管理対策の採用



漁獲戦略および漁獲管理ルール

程度の差はあるものの、RFMO 加盟企業は支持活動を介した影響に対して柔軟かつ受容的です。RFMO の意思決定機関¹および加盟各国とのコミュニケーションにおいて、カツオ・マグロのサプライチェーンは大切な役割を果たしています。なぜならその行動により、管理の行き届いたサステナブルなカツオ・マグロ漁業の実現に対する共通の意欲を明示できるからです。

現在のところ漁業管理に関する決定は、潜在的競争市場における短期的財政目標を優先して下されています。その際、多くのカツオ・マグロ漁業の長期的サステナビリティがリスクの拡大にさらされます。カツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言は、漁獲戦略の推進を具体的に追求するものです。その中には、カツオ・マグロ RFMO で現在ごく頻繁に見受けられる政治の手詰まり状態を打破するための、(漁獲または漁業活動の制限変更を含む)漁業管理を決定に導く、事前合意された枠組みが含まれます。

マグロにまつわる NGO の集合体である世界 NGO マグロフォーラムは、2017 年 5 月にマグロ RFMO の全 4 団体に対して、中核要素²により定義されるように(ボックス 2)、包括的かつ予防対策としての漁獲戦略を採用し、3 ~ 5 年以内に実施するよう強力に推進することに合意しました。RFMO において予防的漁獲戦略の実施に前進が見とめられた一方、RFMO による個別の活動の差異が顕著であったことが分かります。以下は上記に追加すべきポイントです。

- ・ 実施は開始されていない、あるいは完全には実施されていない
- ・ 漁獲戦略の採用および実施が十分なペースで推進されていない
- ・ 事態が後退する懸念がある

MSC 漁業認証へのほぼすべてのカツオ・マグロ漁業に対する査定により、明確に定義された漁獲戦略および HCR への改善、またそれらの採用の必要性が浮き彫りになってきました。2019 年初頭には、同地域において複数の認証を獲得した漁業団体は同一の時間枠で作業できるだけでなく、明確に定義された HCR により支援される堅固な漁獲戦略を採択する取り組みを自ら計画できるように、MSC の認証を獲得したすべてのカツオ・マグロ漁業に対する HCR の状況が整っていました。しかし、締め切りが過ぎた場合は、MSC 認証は保留される可能性があります。

ボックス 2.

予防的漁獲戦略の中核要素:

- ・ パフォーマンス指針 (PI)
- ・ 予防的目標値および限界管理基準値 (TRP & LRP)
- ・ 管理目標
- ・ 許容可能なリスク水準
- ・ 監視戦略
- ・ 漁獲管理ルール (HCR)
- ・ 管理戦略評価 (MSE)

¹ 委員会は、RFMO において中核となる意思決定機関です。委員会は、様々な代表的組織により構成されています。加盟国が意思決定機関となり、協力非契約団体 (CNCP) (大規模) および監督機関 (小規模) が影響力を発揮する組織になります。² 漁獲戦略に対する詳細情報は、の概況報告書「(漁獲戦略: 21 世紀の漁業管理)」および「(将来の漁業: 漁獲戦略に対するケース)」の短編アニメーション、および「(MSE を紐解く: 管理戦略の評価)」を参照してください。

サプライチェーンの行動

政府とのパートナーシップ公約に関するこの要素を満たすために、加盟国は国際レベルおよび国内レベルで適宜支持表明を行い、RFMO に関する国内政策を押し進める必要があります。またそれにより、ボックス 2 で示される全要素を含む健全な科学に基づく総括的かつ堅固な漁獲戦略を開発、実施できる RFMO の活動を推進すべきです。これは、個々の事業活動により補完することが可能です。

漁獲戦略および漁獲管理ルールを組織の優先課題として GTA または ISSF のような代表機関の支持活動に協力または参加する

上記のように、水産業界の参加を促すカツオ、マグロの基礎研究的連携戦略には、RFMO での漁獲戦略および漁獲管理ルールの実施に際する専用支持プログラムが含まれ、必要な支援とリソースが提供されます。

RFMO における漁獲戦略開発をサポートする非公式な連携支援および取り組みに参加する

他企業や他組織と連携した取り組みおよび支持活動に協力することで、企業の存在を大いにアピールでき、RFMO や加盟国政府への主張を高めることができます。

企業の RFMO 政策を開発する(例:「弊社は、政策決定機関および弊社サプライチェーンの両方からの漁獲戦略をはじめ、カツオ・マグロ漁業に関する RFMO 管理を強化する戦略支援において影響力を発揮できるよう尽力しています。」期間を設定して資源調達を見直す取り組みの追加を検討する。

カツオ・マグロ漁業のサステナビリティを実現するために、RFMO について期待する事柄を明示的かつ公的に設定します。これは、海産物に関するサステナビリティへの取り組みを広げることに役立ちます。また、行動を起こさないことの結果も述べられます。優先課題に関してサプライヤーに注意喚起を促します。

関連のある RFMO 代表組織(つまり、本部所在国、現在/希望の調達元/調達先、およびサプライチェーンにおけるカツオ・マグロ漁業または供給船/監督船の旗国から)に書面で連絡し、漁獲戦略の開発および実施を求める。

RFMO 会合において、影響を及ぼしている代表組織に、商業的に重要なステークホルダーとして期待を伝えます。カツオ・マグロ漁業において漁業戦略を実施しないことによる商業的影響や調達作業の結果に関して討議することができます。

RFMO 代表組織(またはその職員)と連絡を取り、(可能であれば)対面で「要求」を伝える

対面での打ち合わせや電話での会話により、RFMO による漁業戦略への活動に対して重要性を掲げて、代表組織への期待を訴えかけることができます。

サプライヤーに対して RFMO 代表組織に検証可能な方法での連携を依頼する

要件をサプライヤーに伝達し、彼らのサプライヤー(製造企業)にも伝達することで、連携への意思表示を高めることができます。さらに、漁業戦略の安定運用の商業的重要性を強調することもできます。これは特に、FIP 改善の必要性および認証を受けた漁業の特筆すべき状況に対して、漁獲戦略を必要とする漁業に深い関係性を持つことがあります。

RFMO の会合に参加する

政府代表組織または審査機関として活動する RFMO を観察することで、RFMO におけるプロセスおよび貴社の優先課題を推進する最善方法に対する理解を深められると同時に、どの代表組織がその手法に関して協力的で、どの代表組織の風通しがよくないかを判断できるようになります。

図 1 に示されているように、主に 2 種類の国際法連携手法があります。下図(図 3)では、上記の活動がこの構造の一部となる様子が説明されています。

図 3: 主要な取り組み手法による RFMO への貢献

- ・ 共同作業での支援や取り組みへの参加
- ・ 関連する代表組織への書面での呼びかけ
- ・ 「対面」での依頼
- ・ RFMO の会合への参加

国の直接的連携

サプライチェーンの改善

- ・ 代表組織への協力
- ・ RFMO 政策を企業内で開発
- ・ 検証可能な方法での RFMO との連携をサプライヤーに依頼

寄港国措置協定 (PSMA)

天然および養殖の海産物は、世界で最も価値のある食品に数えられます。国際連合食糧農業機関の発表によると、世界での売上は年間約 1430 億ドル(15 兆円)に上ります。

しかしながら毎年、最高額約 235 億ドル(2 兆 5 千億円)に相当する海産物が違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業によって市場に出回る前に奪われています。厳格な漁港管理体制、漁港に進入する漁船を取り締まる規制、および魚の陸揚げまたは積み替えでの検査体制がこの不法行為の撲滅に不可欠です。

寄港国措置協定 (PSMA) は、IUU 漁業への対応策として経費効果の高いツールです。港が形成する自然のボトルネックを生かし、違法な漁獲が市場への流入するのを防ぐことができます。寄港国措置を実施する国が増えることで、IUU 漁業はリスクが少なく、利益効率の高いビジネスではなくなります。

海鮮食品産業は、同協定を採用し、効果的に実施することで、知らず知らずのうちに違法漁業に加担することがないように確証することができます。また適切に行動することで、小売業者や海鮮食品産業の買い手は、魚介類が合法な手段で調達されているという確信を持って売買を行えるだけでなく、加工業者や卸売業者等の海鮮食品産業の他のセクターに対して好影響を及ぼすことができます。The Pew Charitable Trusts は、海産物取引における買い手によるサポートがなぜ必要か、さらにどのようにサポートできるかに関する情報を[概況報告書](#)に記載しています。

サプライチェーンの行動

政府とのパートナーシップ公約に関するこの要素を満たすために、加盟国は PSMA に則って RFMO の寄港国措置 (PSM) を遵守し、実行するのに加え、政府に対して同協定の批准および実施を訴えることで、PSMA を支持する意思を表明すべきです。この表明により、違法漁業による漁獲が市場に流入するのを阻止できるため、サプライチェーンの各組織が適切な対応を実行する際の負担が縮小され、IUU 漁業による海産物の売買リスクを軽減することができます。また、違法漁業によって収穫された魚が陸揚げされる漁港の数を制限することができます。これらの取り組みは、サプライチェーン内の各組織の行動により補完されるべきです。

- ・ PSMA 加盟国の漁港である、あるいは PSMA の要件に沿って効果的に PSM³ を展開しているという理由から、当該の漁港は違法漁業による漁獲の流入リスクが低いと判断し、選択していることを表明します。
 - ・ 海産物が陸揚げされる漁港に対して、より適切な対応を実施し、PSM の実施レベル、および IUU 漁業による魚介類の市場流入の関連リスクのレベルを確定します。特に、IUU 漁業による魚介類の市場流入に対するリスクが高いと判明している漁港には注意が必要です。リスクの査定基準には、疑わしい漁船の割り出しおよび漁港からの締め出しの対策、漁港での検査基準と検査実施のための十分なリソース、および他地域の業者および国際組織と情報を共有する手段が、寄港国にあるかを特定することが含まれているべきです。サプライチェーンによるシンプルなリスク査定手段は、調達元である漁船に関する検査報告書を入手および分析することです。
 - ・ 以下を行うことで、サプライヤーと連携し、効果的な寄港国措置の実施を改善することを検討します。
 - 陸揚げや積み替えが行われる漁港に関する理解を深めるため、さらには PSMA を批准し、実施する国の漁港で漁獲の陸揚げおよび積み替えが行われているかを確認するために、サプライチェーン全体を図面化します。
 - サプライチェーン内の漁港が、PSMA 加盟国の中にあるかを確認します。加盟国でない場合は協力を促します (対象国政府への書面ひな型は付録参照)。
 - サプライチェーン内で当該寄港国に公式指定の
- 漁港訪問時に寄港国措置の実施に関する問い合わせを行います。質問集を参照してください (付録1: Pew作成漁港アンケート (寄港国措置協定: 海産物の買い手が政府機関およびサプライヤーに質問すべき事柄))。これらの質問を実施することで、海鮮食品サプライチェーン内の IUU 漁業リスク軽減策として、海産物の買い手も漁港管理の効果的实施に同調していることを政府に表明することができます。
 - 違法、無報告、無規制な漁業の回避を義務付ける海産物調達方針が実施されていることを確認します。PSMA を批准し、効果的に実施している、あるいは PSMA 要件に準じて、PSM を効果的に実施している国の漁港で、陸揚げまたは積み替えを行った海産物のみを流通するという、期間を定めた取り組みを含めることで、海産物の調達要件を拡大することができます。
 - ・ 共同作業での支援や取り組みに参加します。他の企業や組織と施策への取り組みや支持行動において協力することにより、企業の存在を大いにアピールします。政府の行動を促すことで、IUU 漁業を実践する漁業関係者が海産物の陸揚げおよび販売を行う場所がなくなります。サプライチェーン内の関係組織は、各国政府機関に以下を促す必要があります。
 - PSMA の批准と実施。特に、サプライチェーン内に協定未調印の国の漁港が含まれている場合、サプライチェーン内の関係組織は当該国に対するその批准および実施、および企業のサプライチェーンで漁獲が定期陸揚げされる漁港における、PSMA の基準を常時満たす業務の採用を、積極的に促すことができます。
 - 指定された漁港および連絡先が、PSMA Applications for Designated Ports and Contact Points (指定漁港および連絡先に対する PSMA の適用)⁴ に登録されていることの確認。
 - 国際漁業活動を実施する全漁船に関する旗情報 (漁業活動に参加する旗国漁船の IMO 番号、登録情報、所有者情報、認証情報、および旗、名称、所有者、操縦者に関するあらゆる変更内容を含む) がグローバルレコードにアップロードされているかの確認。⁵

³ 現在のところ、PSM が効果的に適用されている漁港の割り出しまたは確定に利用できる「単一のツール」はありません。PAS: 1550、または Pew による漁港に関するアンケート (付録) を状況の把握にお役立てください。⁴ <http://www.fao.org/port-state-measures/operational-resources/en/> ⁵ 国から提供された情報が、異なる組織により異なる基準で管理されているのではなく、国際的プラットフォームで公的に使用できることを確認すること。

FAO は、各国が基本連絡先、指定漁港、漁船に関するデータを FAO の情報プラットフォームに提出することの重要性を強調してきました。このデータは、将来の PSMA Global Information Exchange System (PSMA 世界情報交換システム) の「中核を担う必須情報」として記述されています。

- 会合への参加や、特に PSMA に沿って活動する団体の作業グループ、さらに開発途上諸国の要件を取り扱うフォーラムをはじめとするその他の国際フォーラムや国内フォーラムへの参加を通じた、PSMA の効果的实施における積極的な役割の実践。
- PSM が全 RFMO によって採用され、PSMA の国際最低基準を満たしていることの確認。⁶満たしていない場合は、PFMO の PSM に対する目的改善の実施。
- PSMA では、寄港国措置協定に対する国際的な最低基準が定義されています。世界全体が一丸となって、IUU 漁業への取り組みを展開し、世界中の漁港における IUU 漁業を通じた漁獲取引を撲滅するために、RFMO には PSMA 基準を満たす PSM の採用が推奨されています。現在 RFMO による PSMA 管理対策への支持体制にはばらつきがあります。
- 自動衛星位置装置からのデータ、積み替えに関する報告、漁獲データをはじめとする漁業活動に関する活動データが、旗国と寄港国の間で素早く適時的に交わされているかを確認。さらに、入港⁷ および/または漁獲陸揚げが予定されている漁船の効率的なリスク査定、検査、適時対応。現在のところ、必要となる情報交換の水準は PSMA 基準を満たしていません。例えば、RFMO の PSM のうち半数に情報交換が適用されておらず、電子情報交換を義務付けているのは、RFMO の PSM のうちわずか 33% に留まっています。
- ・ GTA をはじめとする、PSMA の批准および実施を組織の優先課題と位置付ける代表組織への協力。カツオ・マグロにまつわる水産業界主導の基礎研究的戦略により、支援および取り組みの連携に対して必要なサポートおよびリソースの提供が行われます。

図1 に示されているように、国際法に則った効果的実施をサポートするサプライチェーン内の関係組織に対して、主に 2 種類の連携手法が挙げられます。下図(図 4)では、上記の活動がこの構造の一部となる様子が説明されています。

⁶ サプライチェーン全体で、IUU 漁業および売買取引を助長する管理体制のばらつきを解消した旨を表明し、水産業界の信用を向上すること。⁷ このような情報交換が各国間で行われているかを把握することにより、寄港国および/または旗国としての役割で各国が「効果的に実施」しているかの検証が可能になります。



図 4: 主要な取り組み手法による PSMA への貢献

以下の項目を政府に促す支援や取り組みの連携に参加します。

- ・ PSMA を批准および実施する
- ・ 指定された漁港および連絡先が、PSMA Applications for Designated Ports and Contact Points (指定漁港および連絡先に対する PSMA の適用) に登録されていることを確認する。
- ・ 国際漁業活動を実施する全漁船に関する旗情報がグローバルレコードにアップロードされていることを確認する
- ・ PSMA の実施において積極的な役割を果たす
- ・ 関連 PSM が全地域漁業管理機関 (RFMO) により採用されていることを確認する
- ・ 漁業活動に関する活動データが旗国と寄港国の間で素早く適時的に交わされていることを確認する

国の直接的連携

サプライチェーンの改善

- ・ 代表組織への協力
- ・ PSMA 加盟国の漁港である、あるいは PSMA の要件に沿って効果的に PSM を展開しているという理由から、当該漁港を選択していることを表明する
- ・ 海産物が陸揚げされる漁港に対する適切な対応を強化し、PSM の実施水準、および IUU 漁業による魚介類の市場流入に関連するリスクの水準を特定する
- ・ 以下を行うことで、サプライヤーと連携し、寄港国措置の実施を改善することを検討します。
 - サプライチェーンを図面化する
 - 漁港が PSMA 加盟国内にあるかを確認し、加盟していない場合は当該国に対して協力を促す
 - 当該国内に外国登録の漁船が陸揚げおよび積み替えが行える公式指定の漁港があるかを確認する
 - 漁港訪問時に寄港国措置協定の実施に関する問い合わせを行う
 - 海産物の調達要件を見直し、PSM を加える



漁船、冷凍運搬船、補給船に関するグローバルレコード（以下、「グローバルレコード」）

国際海域における漁船の漁業活動を監視し、規制強化を図るのには困難が付きまといます。特に、漁船特定 ID (UVI) が義務化されていない場合は尚更です。UVI は所有者や旗国の変更に関係なく、廃船されるまでその漁船と紐付けられる指定番号です。

国際海事機関 (IMO) 番号は、漁船が必要とする規模での漁業活動にのみ提供される UVI です。IMO 番号は、100 グロストンを超える「自走式海洋漁船」に義務付けられていますが、「漁業のみに使用される」漁船は元々対象外でした。2013 年の IMO 総会において、(100 グロストンを超える) 大型漁船に対する IMO 番号の発行が合意されました。

さらに、23,000 隻を超える漁船に対して、同番号を任意発行しました (決議 A.1078(28)) (FAO 2018)。2017 年の IMO 総会では、国際的に漁業展開する、より小型の非鋼鉄漁船も対象に加えるという、IMO 番号の第 2 回修正案が合意されました。

⁸The Pew Charitable Trusts は、IMO 番号について、および IMO 番号の取得に必要な情報について説明する概要書⁹を無料で提供しています。

さらに IMO は、排他的経済水域 (EEZ) 外で航行する鋼鉄漁船であり、他の構造的要件を満たす場合は全長が 12 メートル未満の漁船であっても IMO 番号を発行してきました。

UVI が義務化されていなければ、IUU 漁船の割り出しや対策実施は困難を極めます。なぜなら、漁船船主の中には複雑な漁船名や登録番号、法人化戦略を悪用して発覚から逃れているケースがあるからです。これには、規制施行体制の甘さ、監視機能の脆弱性、および/または安全および労働規制低さが目立つ旗国間で起こりがちな登録変更も含まれます。サプライチェーンを構成する組織にとって、どの漁船がこのような旗国の

管理下で漁業を営んでいるかを認識し、識別することが重要です。それにより、特定が困難な漁船に対して集中的に警戒することができます (例えばこれらの旗は、カーゴの積み替えを含む石油や設備等の船上ロジスティクスを提供する荷主漁船や補給船によって使用されます)。

全漁船への UVI、および国際的に漁業活動を行う漁船への IMO 番号なくして、海洋での IUU 漁業や人権侵害に対して漁船を特定し、罰則を与えるのに必要な透明性は実現しません。船主、旗国、履歴、活動内容、漁業の承認事項に関する情報に加え、商業漁船の UVI を共有するために、FAO「[漁船、冷凍運搬船、補給船に関するグローバルレコード](#)」の利用展開が進んでいます。このグローバルレコードは、漁業セクターにおける国際運営の透明性およびトレーサビリティを改善するためのツールとして利用できるだけでなく、PSMA と併用することで相乗効果を生み出すことが見込まれています。さらに、FAO による任意ガイドラインで説明される旗国の機能改善の補助要素にもなり得ます。

グローバルレコードのデータベースに対する情報提供は任意であるものの、FAO 加盟国は FAO 水産委員会 (COFI) を通じて、IUU 漁業対策の国際的主要ツールの 1 つとして、このグローバルレコードを支持してきました。また PSMA を支持する組織は、グローバルレコードを PSMA にリンクすることも強調しています。なぜなら、グローバルレコードが自由意思に基づくものの、PSMA を効果的に実施するための最重要ツールの 1 つとしての役割を果たし、外国国籍の漁船の入港を許可するか、あるいは外国国籍の漁船の検査を実施するかについての意思決定の間に、漁船に関する情報とリスク解析の相互確認を促進できると説明されているからです。¹⁰

⁸ 具体的には、旗国の国内司法管轄下で海洋漁業の認可を獲得した、100 グロストン未満で、船体全長 (LOA) が 12 メートル以内の、モーターが船内設置された全漁船が対象となりました。 <http://www.fao.org/global-record/news-events/detail/zh/c/1105929/> ⁹ <https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2017/05/the-imo-number-explained> ¹⁰ <http://www.fao.org/3/mz914en/mz914en.pdf>

サプライチェーンの行動

グローバルレコードの情報システムが開発され、現在では公共利用が可能となったため¹¹、データの送信および使用のサポートが不可欠です。そのため、フォーラムのカツオ・マグロ類 2020 トレーサビリティ宣言において交わされた積極的取り組みへの合意に準じて、各国からの参加を促進し、データ利用率を向上するために、以下の行動が必要とされています。

- ・ GTA をはじめとする、グローバルレコードの発展を組織の優先課題と位置付ける代表的機関に協力する。
- IMO Res A.1117(30) や国内規制に準じて可能であれば、政府および船主に対して漁船の IMO 番号の申請を促す。特に、加盟国内サプライチェーンの漁船に対しては、申請を強く推奨する。
- 国際協力の強化、および関連国、FAO、地域の組織または調整機関の間で共有される漁船関連情報の透明性向上の必要性を広める。
- 旗国の責任に準じて国内漁船の最新情報を完全な状態で保持すること、およびサプライチェーン内の各組織が随時この情報にアクセスできるよう整備することの必要性を政府に伝達する。
- 政府に対して、保有漁船に関する情報をグローバルレコードにアップロードするよう促す。また、

(旗登録履歴や所有者履歴のような)登録情報の検証、および登録国切り替えの回避、あるいは船長の監視、管理、調査(MCS)によるリスク分析に対するこの情報の利用を促進する。さらに、市場への海産物の陸揚げまたは輸入可否決定への使用も奨励する。

- 漁業の透明性およびトレーサビリティの向上に賛同する漁船船主に対して、グローバルレコードへのアクセス、および各々の漁船に関する詳細に誤りや記載漏れがなく、最新版であるかどうかの確認を促す。必要であれば、国内の関連機関に連絡を取り、情報の誤りについて報告することも推奨する。
- グローバルレコードによる公的利用可能な最新情報を備えたサプライチェーンに属する漁船のみを受け入れる公約を一定期間実施する。

他の企業や組織と共に施策への取り組みや支持行動に協力することで、企業の存在だけでなく、寄港国および旗国の前向きな行動を引き出す組織的な影響力を大いにアピールする。

図 1 に示されているように、主に 2 種類の国際法連携手法があります。下図(図 5)では、上記の活動がこの構造の一部となる様子が説明されています。

図 5: 主要な取り組み手法によるグローバルレコードに対する貢献

国の直接的連携

- ・ 共同作業で以下の支援や取り組みに参加する
- ・ 可能であれば、政府および船主に対して漁船および企業の IMO 番号申請を促す。
- ・ 国際協力強化の必要性を広め、情報共有を通じた透明性の向上を促進する
- ・ 国内漁船の最新情報を完全な状態で保持することの必要性を政府に伝達する
- ・ 政府に対して、保有漁船に関する情報をグローバルレコードにアップロードし、その使用の普及を促す

サプライチェーンの改善

- ・ 代表組織への協力
- ・ 漁船船主に対して、グローバルレコードへのアクセス、および各漁船に関する詳細に誤りや記載漏れがなく、最新版であるかどうかの確認を促す
- ・ グローバルレコードによる公的利用可能な最新情報を備えたサプライチェーンに属する漁船のみを受け入れる公約を一定期間実施する

¹¹ 旗国が漁船の登録を行ってから、RFMO が認証を発送するまでに遅れが生じていることが判明しており、そのタイムラグが海産物の買い手の判断を難しくしています。それでもなお、サプライチェーン内の各組織が適切な対応をとること、さらにこの情報へのアクセスを増加することが重要です。

ILO 漁業労働条約 (No. 188) (C188)

国際労働機関(ILO)の漁業労働条約(No. 188)は、2017 年 11 月 16 日に国際的に発効されました。

ILO 188 によりすべての漁船乗組員に対して、書面による雇用契約(漁船乗組員労働契約)、適切な住居および食生活、医療、労働時間制限、帰還、船上での社会的保護および安全衛生が保証されています。また、雇用および職場配置に関する最低限の基準を設け、漁船での労働に際して健康診断書の携行を義務付けています。

ILO 188 は、漁船の規模に関係なく船上で労働する全乗組員に適用されます。漁船が全長 24 メートルを超える場合、あるいは漁業活動が 3 日以上続く場合は、より厳格な基準が適用されます。

サプライチェーンの 行動

- ・ GTA をはじめとする、ILO 188 の批准および実施を組織の優先課題と位置付ける代表的機関への協力。
- ・ 共同作業での支援や取り組みへの参加
- ・ サプライチェーンに対する ILO 188 に沿った基準設置の要求
- ・ 調達国に対する ILO 188 批准検討の要求

図 1 に示されているように、主に 2 種類の国際法連携手法があります。下図(図 6)では、上記の活動がこの構造の一部となる様子が説明されています。

図 6: 主要な取り組み手法による ILO 188 に対する貢献

- ・ 共同作業での支援や取り組みへの参加
- ・ 調達国に対する ILO 188 批准検討の要求

国の直接的連携

サプライチェーンの改善

- ・ 代表組織への協力
- ・ サプライチェーンに対する ILO 188 に沿った基準設置の要求



ケープタウン協定

国際労働機関(ILO)は、漁業セクターにおいて毎年およそ 24,000 人の死亡が確認されていることを 1999年に発表しました。この数字は、商船における死亡者数の 10 倍を超えるものです。しかしながら漁船およびその乗組員は、安全保証や労働環境検査をはじめとする、ほぼすべての国際海事規制から除外されています。つまり、搾取的かつ危険性の高い労働環境が摘発されない可能性があります。

2012 年に世界海事機関(IMO)により採択されたケープタウン協定(CTA)には、漁船に関する基準が記載されています。また、乗組員と漁業監督官の安全を保証し、水産業界に対して公平な環境を提供するための他の規制も設定されました。この協定は、合計 3,600 隻の適格な漁船を有する 22 カ国が批准および合意した段階で発効します。この段階になると、漁船操縦士にも他の海事船舶と同様のコンプライアンス遵守が求められるため、乗組員を危険にさらすような慣習的行動にも終止符が打たれます。CTA¹²が発効するまでの間、漁船に対して強制力のある国際的な安全規制は存在しません。サプライチェーン全体にわたって運営する組織は、違法漁業による漁獲売買取引が行われる市場を削減できるだけでなく、そこでの労働者を保護するための行動を起こすことも可能です。¹³

¹² ケープタウン協定に関する詳細は次の文書に記載されています。https://www.pewtrusts.org/-/media/assets/2019/09/ctaexplained_brief.pdf.

¹³ 漁船乗組員の保護と違法漁業撲滅に関する詳細計画は次の文書に記載されています。<https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2018/01/casting-a-safety-net-on-the-seafood-industry>.

サプライチェーンの行動

- ・ CTA の批准および実施を組織の優先課題と位置付ける代表的機関への協力。
- ・ 協定批准に向けた旗国に対するサポート方法、および漁船の安全基準の改善方法に関して、政策立案者等のステークホルダーをはじめとする各組織との共同支援および取り組みへの参加。
- ・ サプライチェーンに対する、CTA の基準に沿った基準実施要求。その中には、漁船に対して同協定内の規定下で発行された有効な国際漁船安全証明書の携行、および協定の求める安全装備、航海機器、無線通信機器の設置への要求も含まれる。
- ・ 既存の漁船に対して安全条項を満たすために、また新規で製造される漁船には CTA が定める最低限の基準を完全に満たすために、調達国が同協定の批准を検討するよう要求する。

図 1 に示されているように、主に 2 種類の国際法連携手法があります。下図(図 7)では、上記の活動がこの構造の一部となる様子が説明されています。

図 7: 主要な取り組み手法による CTA への貢献

- ・ 共同作業での支援や取り組みへの参加
- ・ 調達国に対する CTA 批准検討の要求

国の直接的連携

サプライチェーンの改善

- ・ 代表組織への協力
- ・ サプライチェーン内に対する CTA に沿った基準設置の要求
- ・ 新規で製造される漁船が CTA の最低限の基準を完全に満たすための支援

付録

水産業のサプライチェーン ステークホルダーに対する 主な質問項目¹⁴

1. 寄港国は PSMA 加盟国ですか？
 - a. 加盟していない場合、その理由は何ですか？
漁港は、外国漁船による魚の陸揚げおよび積み
2. 替えのために指定されていますか？
 - a. 指定されている場合、それらの指定漁港は PSMA アプリで公開されていますか？
 - b. 公開されている場合、貴国が調達する貴国登録以外の漁船が使用する漁港は指定漁港に含まれていますか？
3. 魚の陸揚げや積み替えのために入港する前に漁船は許可申請が必要ですか？
 - a. 同申請のために通常使用される申請書はありますか？
 - b. 必要に応じて、貴国が調達する漁船は入港前に許可申請を求められますか？
4. 魚の陸揚げおよび積み替えのための入港を申請した漁船を管理するために使用する、IUU 関連のリスク回避手順はありますか？
 - a. その手順は文書化されていますか？
 - b. 水産業ステークホルダーは、この手順の写しを取得可能ですか？
5. 魚の陸揚げおよび積み替えを行う漁船のうち、書類審査または船体等の物理的検査の対象となるのはどれくらいの割合ですか？
 - a. 審査または検査の対象となる漁船の選考はどのように行われますか？
 - b. 貴国が調達する漁船が、これまでの同書類審査または物理的検査に選考されたことはありますか？
6. 魚の陸揚げおよび積み替えを行う漁船への書類審査および物理的調査の基準はありますか？
 - a. ある場合、その基準は文書化されていますか？
 - b. 水産業ステークホルダーは、この情報の写しを取得可能ですか？
 - c. 以下のうちの項目が、同審査または検査の対象となりますか？
 - 漁船 ID、構造、登録書類
 - 漁業または漁獲積み替えに関する免許および認証
 - 漁獲および混獲に関する書類
 - 加工および積み替え報告書
 - 漁船監視システムおよび/または自動識別システム
 - 漁具
 - 魚の種類および漁獲量
 - 安全証明書
 - 乗組員に関する書類
7. 入港申請、入港拒否、書類審査、および/または検査に関する記録は保管されていますか？
 - a. ある場合、その記録は公開されていますか？
 - b. それらの情報を外国の港湾管理局に通知する手順はありますか？
 - c. この情報の収集、保管、交換に使用する電子情報システムはありますか？
 - d. 水産業ステークホルダーは、この情報の写しを取得可能ですか？
8. 過去 5 年間に、漁港管理における収賄または汚職の摘発事例はありましたか？
 - a. あった場合、どのように処理されましたか？
 - b. これらの事例は公開されていますか？
9. 水産管理局は、魚の陸揚げおよび積み替えを行う漁船に関する入港通知または申請、入港申請への承認または拒否、書類審査および物理的検査の実施に関わっていますか？
 - a. 関わっていない場合、これらの業務に責任を持つのはどの機関ですか？また、水産管理局には役割がありますか？
10. 海事管理局、水産管理局、税関当局、海軍または海上保安局、食品安全機関を含む関連管理組織が共有する漁港管理に関する情報はありますか？

¹⁴ From The Pew Charitable Trusts より: <https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2020/02/port-state-measures-agreement-what-questions-should-seafood-buyers-ask-authorities-and-suppliers>

調達する国の政府 に対する書簡 ひな型

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、[企業名] を代行して、このお手紙を書かせていただいております。同企業は、海洋環境の保全と共に、天然魚介類の漁獲に関するサステナビリティが、事業および人々の生活と強く結びついていると考えています。

貴国政府は、海産物の重要な取引拠点であるだけでなく、その買い手として、国際水産業で大きな影響力をお持ちです。そこで、違法漁獲に対して漁港閉鎖を行うことによる直接的対応をお願いしたく存じます。この対応策により、水産サプライチェーンのサステナビリティが改善されと考えております。2012 年に違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業によりもたらされた年間経済損失は、約 830 億米ドル (8 兆 6 千万円) に上るという概算が発表されています。

違法漁業と気付かずに加担することがない環境が確保されるべき場合、我々は漁港における魚介類の国際的な売買取引で、漁船が港において魚の陸揚げおよび積み替えを行う際に実施されるリスク査定および検査を通した厳格な管理が不可欠であると考えます。今件に関して不十分な対応を行うと、違法漁業による海産物の市場流入を削減するという我々の取り組みが台無しになる恐れもあります。

漁港管理の実施における主な法的手段として、2009 年に採決された国際連合食糧農業機関 (FAO) の「違法な漁業、報告されていない漁業、および規制されていない漁業を防止し、抑止し、および排除するための寄港国の措置に関する協定 (PSMA: 違法漁業防止寄港国措置協定)」が挙げられます。PSMA では、外国籍の漁船に対する各機関による漁港管理強化が求められています。また漁港には、過去に違法漁業への関与が認められる漁船の入港拒否、あるいは入港後の即時検査や、魚の陸揚げおよび積み替えを含む漁港サービスへのアクセス制限の実施が許可されています。国内漁船に適用され、同様の効果が期待できる政策を利用することで、漁港の管理は堅固かつ総括的なものとなります。その結果、全世界の水産市場から違法漁業に端を発する漁獲を撲滅でき、不正な漁業者が違法行為を継続する誘因は大幅に減少します。

PSMA に準じて寄港国措置協定を実施する国の数は増加傾向にあります。なぜなら、海洋での規制実行と比較する場合は特に、不法漁業に対する漁港閉鎖は経費効果の高い手法だからです。また、海産物の買い手や消費者を違法な漁業または取引に巻き込まないよう保証することにもつながります。さらに、PSMA 加盟国となることで、貴国政府が違法漁業への対策に尽力されていることを国際社会に表明することもできます。国際的議論で関心の高い海洋の健全性と食品の安全性に関して、今年は貴国にとって重要な一年であると存じます。同協定に賛同いただいた上で、漁業および海産物取引をリードする他の主要国をサポートいただければ幸いです。

Resources

ISSF資料:

[カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関\(RFMOs\)について](#)

[ISSF レポート:カツオ・マグロ類の世界的な資源状況](#)

[ISSF 技術レポート 2020-12:世界のカツオ・マグロ漁業の現状\(2020 年 3 月\)](#)

[ISSF 技術レポート 2020-09:海洋管理協議会の基準に対する国際カツオ・マグロ資源のサステナビリティ評価\(原則 1 および原則 3\)](#)

[ISSF RFMO の成功事例に関する批評](#)

[RFMO 成功事例](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:認証漁船一覧](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:IUU 漁船一覧](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:漁船監視システム](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:FAD マネジメント](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:RFMO による供給船および監督船の扱い](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:監視担当者の条件](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:積み替えに関する規制](#)

[RFMO 成功事例に関する批評 — 2020:コンプライス遵守プロセス](#)

[RFMO の比較用成功事例に関する技術レポート](#)

[2020-02:IUU 漁業対策:マグロ RFMO における IUU 漁業対策の継続的改善および成功事例](#)

[ISSF 2020-03:積み替え:マグロ RFMO による積み替えに関する規制強化](#)

[ISSF 2020-04:マグロ RFMO 認証漁船一覧:成功事例を特定する比較用分析](#)

[ISSF 2020-05:巻き網漁業に対する人間観察プログラムおよび成功事例に関するアンケート](#)

[ISSF 2020-06:マグロ RFMO コンプライス査定プロセス:成功事例を特定する比較用分析](#)

[ISSF 2020-07:マグロ RFMO での支援船/供給船/監督船の扱いに関するアンケート](#)

[ISSF 2020-08:RFMO 漁船監視システム:成功事例を特定する比較用分析](#)

The Pew Charitable Trusts 資料

[寄港国措置協定:計画から実施まで](#)

[違法漁業の撲滅方法](#)

[寄港国措置協定の実施](#)

[電子監視:グローバル漁業の主要ツール](#)

[漁獲の合法性および検証可能性を実現するために必要な積み替え作業の改良](#)

[正味価値数十億ドル:カツオ・マグロの国際的査定額](#)

[太平洋西部および中部における積み替え](#)

[世界の漁業における漁獲戦略の事例研究](#)

[漁獲管理基準値](#)

[漁獲戦略管理目標](#)

[漁獲戦略:漁業管理の次段階](#)

[漁獲戦略に関する用語集](#)

[漁業に対する管理戦略評価:漁獲戦略選択への道標](#)

[漁獲管理ルール:効果的な長期的漁獲管理のためのツール](#)

謝辞



国際マグロ同盟より、

The Pew Charitable Trusts
のクリスティン・ベラン、ドーン・ボルグ・
コスタンジ、アンリース・ブレア、タヒア
ナ ファハルド・バルガス各氏、

The Ocean Foundation
における国際漁業保全プロジェクトの
シェイナ・ミラー氏、

Offshore Shellfish Ltd
のヒュー・トーマス氏、

FishWise
のジェン・コール氏、

The Kermadec Initiative
のブロンウェン・ゴールダー氏、

ISSF
のホリー・

コーラー、マイケル・コーエン両氏によ
るすべてのフィードバックおよび本ツ
ールキットへの貢献に対して、厚く御礼申
し上げます。



www.globaltunaalliance.com